

☆台風緊急災害時における保育の取扱いについて

- 暴風警報が発令されたら休園とします。
- 保育中に暴風警報が発令されたら電話連絡します。
- 暴風警報が6時30分時点で解除されない場合は、午前中は児童の受け入れは行わないとする。(理由：職員の配置、給食の準備、施設の安全確認等に時間を要するため)
- 暴風警報が12時までに解除された場合は、1時より児童の受入れを行う事とする。(昼食を済ませた園児に限る)
- 午後以降に解除された場合は、休園とします。